

各地の状況

本書で紹介しきれていない事件も多くあるが、ここでは事件の背景を考える上での参考となる大阪での二つの調査結果をそれぞれ簡単に紹介したい。

ひとつは、最近件数が増加傾向にある「部落かどうかの問い合わせ」という「土地差別」に関わって、二〇〇三年に大阪府が実施した府内宅地建物取引業者に関する人権問題実態調査結果である。

まず、業者の営業規模については、九五%強が従業員数二四人以下であり、「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」における推進員選任対象事業所外となるため、この制度の下での同和問題をはじめとした人権問題についての正しい理解と認識が深められていないということがある。また、取引物件が同和地区であるかどうかの質問に対する認識として、「差別につながる」と回答した業者は半数にも達しておらず、逆に「差別とは一概に言えない」と回答した業者が四割を超えている。さらに、取引物件が同和地区にあるために価格に影響した経験について、四割弱が「価格に影響した」と回答している。

これらから、部落に対する忌避意識が物件価格に影響を与えており、同時に業界の差別体質が浮き彫りにされているといえる。

もうひとつの調査は二〇〇五年に行われた大阪府民人権意識調査であるが、まず、差別解消に向けた意識についてみると、「人間として恥ずべき行為」、「差別される人の言葉を聞く必要がある」との考え方がいずれも八〇%で、前回の二〇〇〇年調査結果より、それぞれ六ポイント減少している。また、「同和地区が低くみられる状態をなくせると思うか」との問いに対しては、「なくせる」との回答は二〇〇〇年調査より八ポイント減少し、逆に「難しい」は七ポイント増加しており、とくに二〇代、三〇代でその傾向が強く出ている。全体として人権意識が悪化の傾向にあるといえる。

また、(財)大阪府人権協会が毎年集約している大阪府内における部落差別事象についても、二〇〇五年の件数を表にして紹介しておく(差別事象総括表)。

おわりに

部落差別の実態は依然として厳しいものがあるが、本書でいくつか紹介してきたように、個々の差別事件の真相糾明のなかから課題と今後の方向がより明確にされてきている。しかしながら、一部に、その真相糾明の取り組み、すなわち事実確認会や糾弾会に対する法務省や一部団体による批判を、差別者が拠り所として逃げ込んでいる状況もみられる。このようななか、いずれにしても、被差別当事者の人権侵害に対して、事実確認会や糾弾会との相乗効果のある救済措置の仕組みが必要、かつ求められている。

差別事象総括表 (2005. 1. 1~2005. 12. 31)

	落書き	投書	発言	インターネット	電話	貼り紙	その他	計
部落差別	29	6	27	10	7	2	0	81

〈確認体制〉

1. 部落問題に関わる事象を中心に市町村や関係団体が把握した差別事象を、大阪府人権協会が報告を受け、集約した。
2. 大阪府人権協会ですとめた一覧表をもとに、具体的には大阪府人権室・大阪府教育委員会・大阪市民局人権啓発課・大阪市教育委員会、府人権協会とで「集約会議」を開催し、チェックしたうえで確認した。

〈分類の内容〉

1. 「落書き」には日誌やしおり等にかかれたものも含む。
2. 「投書」は特定の個人・団体・機関への郵送や投げ込みなど。
3. 「貼り紙」は不特定の人によって見られる可能性のあるもの。

〈集計方法〉

1. 連続差別事象は1件として数えた。
2. 1件の差別事象に複数の差別（部落差別と外国人差別など）が含まれるものは、1件として数えた。